

令和5年(㉟)第768号 ウェブサイト削除等命令申立事件

債権者 [REDACTED]

債務者 宮部龍彦

準備書面 1

令和6年1月26日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債務者 宮部龍彦



第1 「申立ての趣旨の変更申出書」について

1 申立ての趣旨の変更を認めてはならない

債権者の申立ての趣旨の変更は、裁判官の指揮に反するものであり、かついたずらに審理を長引かせるものであるから、認めないように求める。

令和5年12月4日の審尋期日において、債権者に対して、申立ての趣旨を明確化するように裁判官から指示があった。しかし、本件申立ての趣旨の変更は、実質的に当初の申立ての内容と変わらないか、あるいはさらに曖昧な事柄を追加したものである。

また、仮に裁判所が仮処分命令を発するとすれば、民事保全法23条4項により、少なくとも申立ての追加部分に対してはさらに審尋を必要とするが、裁判官からはこれ以上審尋を行わない旨の発言があったし、それでも審尋を行うとすれば債務者に余計な負担をかけるものである。

従って、本件申立ての趣旨の変更は認めるべきではないが、以下、予備的に答弁する。

2 申立ての趣旨に対する答弁

(1) 債権者の申立てをいずれも却下する。

(2) 申立費用は債権者らの負担とする。

第2 「準備書面 1」について

- 1 「第1 削除を求める対象が本件ウェブページの全部であること」について争う。

本件ウェブページは特に当該地域に住む個人を貶めるような表現はないし、公開されている図書や行政文書から知ることができる事実、公共の場所から見える風景写真を掲載しているものである。

特に同和住宅の家賃の徴収代行の件など、公金の使途に関わり、明らかに公共の利益に寄与する記述もある。

それらをまとめて削除の対象にするのは明らかに過剰な請求であり、富田林市の行政活動に対する言論まで萎縮させることになり、表現の自由、政治的活動の自由を著しく侵害するものである。

特に、本件仮処分命令申立ては債権者個人の私法的な権利を根拠としているのであるから、債権者は富田林市若松1丁目の同和行政について、同和地区を特定するようなことでも言いたい放題で、他人に対しては都合の悪い言論は抑え込むことができるという、極めて不均衡な結果を生むことになる。

債権者は、「被差別部落」(なお、債務者は現地在「被差別」であるとは思っていないし、本件ウェブページでもそのような主張はしていない)を特定することが「債権者と同じようにそこで生活している住民らを、部落差別に曝し、また部落差別に曝させる不安や恐怖を与えるもの」であるとの趣旨の主張をする。しかし、債権者自身が設置した、当地が「被差別部落」だと分かる石碑が未だに公共の場所に置かれており(乙 12、乙 25)、債権者の主張は白々しい。

結局、債権者は「調べれば分かることでもネットで言及するのは権利侵害だが、現地で石に水平社と刻むのはよい」という身勝手な主張をしているものである。

2 「第 2 債権者個人と結びつけて本件ウェブページが作成公開されたこと」について

争う。

債権者の主張は、別訴(いわゆる「全国部落調査裁判」)の審理と本件ウェブページの掲載が時間的に同時期に行われていたということを使うのみで、本件ウェブページが債権者個人と結びつくということは疎明されていない。

全国部落調査裁判の原告数は 200 名を超えており、債権者はその中の 1 人に過ぎない。また、全国部落調査裁判では原告らが自身の住民票の提出を拒んだことから、債権者を含め、各原告の住所は証明どころか疎明されたこともない。

同様に関連する地域も多数あることから、債務者が探訪する地域が偶然なることも、写真に映り込むことも十分にあり得ることである。

乙 21 に示した通り、実際に債務者は全国部落調査裁判と同時期にメールで探訪のリクエストを受けていた。また、他の証拠で示した通り、富田林市では同和行政に関係する顕著な事柄が並行して起こっており、債権者とは無関係に若松 1 丁目が関心を持たれやすい状況にあったことは明らかである。

令和 5 年 12 月 4 日の審尋期日において債権者は自身の家が写っているという写真を示したが、それも写真の隅に映り込んでいるだけであり、あらかじめ債権者の住所を知っている者でなければ、それらの写真や記事から債権者の家と知ることは不可能である。むしろ、仮に該当する写真を削除すれば、写真が削除されたという事実と、債権者自身がメディアに報道させた本件仮処分命令申立てが行われた事実から、債権者の自宅の場所を他人に推認させることになる。

3 「第 3 答弁書における債務者からの求釈明について」について

債権者が債務者の求釈明に回答しないということは、若松 1 丁目に住んでいること等の事実が知られることで、部落差別を受け、不利益を被る事実は確認できないか、ないしはそれは本件の争点とは無関係であると、債権者が認めたということである。

債権者は「部落差別に関する独自の見解に基づく社会的あるいは政治的主張にすぎず、およそ客観的事実についての法律上の評価というべきものではない」という。しかし、債務者の求釈明がそうであるなら、債権者の主張する「部落差別に曝す」というような主張も、客観的な証拠は何ら存在せず、社会的あるいは政治的な主張に過ぎない。

なお、本件仮処分申立て命令申立て事件に限らず、全国部落調査裁判でも債務者らの行為により具体的に誰かが「部落差別」に曝され、被害を被ったという事実は1つも確認されていない。債権者等が具体的な証拠を出せないこと自体が証拠である。むしろ、債権者が、本件ウェブページにより具体的に被害を受けたり、精神的な苦痛を生じたりするような立場ではないことが乙 12、乙 25 により疎明されている。

それにも関わらず、自分で進んで若松1丁目に移り住んで、そこが同和地区だと分かるような活動をおこなながら、ありもしない部落差別の不安を主張して裁判所に認めさせようとしメディアに発信させることは、債権者ら自身が偏見を広め差別を作っていることと何ら変わりがない。

以上